

各位

全2ページ
登録速報(2024-146)
2024年 6月26日
クミアイ化学工業株式会社
企画普及部普及課

登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。

適用拡大登録年月日：2024年6月26日

記

1. 農薬の登録番号及び名称
登録番号：第22158号
名称：パスポート顆粒水和剤（(株)エス・ディー・エス バイオテック登録）
2. 変更の内容
農薬登録申請書第7項「適用病害虫の範囲及び使用方法」の以下の事項を追加・変更し、【追加・変更事項】のとおりとする。
 - ・作物名「もも」に適用病害虫名「黒星病」を追加する。
 - ・作物名「なし（西洋なしを除く）」及び「西洋なし」、適用病害虫名「黒星病」の使用時期を「収穫後～落葉終了まで」に変更し、総使用回数を「3回以内」に変更する。
 - ・作物名「いちじく」を追加する。
 - ・作物名「パッションフルーツ」を追加する。

【追加・変更事項】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	TPNを含む農薬の総使用回数
<u>もも</u>	灰星病 果実赤点病 <u>黒星病</u>	1000倍	200～700L/10a	収穫前日まで	6回以内	散布	6回以内
<u>なし</u> <u>(西洋なしを除く)</u>	<u>黒星病</u>			<u>収穫後～落葉終了まで</u>	3回以内		<u>3回以内</u>
<u>西洋なし</u>	ごま色斑点病 褐色斑点病			収穫30日前まで			
<u>いちじく</u>	疫病 さび病	3000倍	収穫前日まで	2回以内	2回以内		
<u>パッションフルーツ</u>	円斑病	1500倍	収穫14日前まで	3回以内	3回以内		

3. 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容

農薬登録申請書第8項「使用上の注意事項」に（7）として以下を追加し、以降を繰り下げ、【変更後】のとおりとする。

【追加】

- (7) いちじくに使用する場合、果実及び葉に薬害が生じるおそれがあるので、果実肥大期の初期あるいは夏期高温時の散布はさけること。

【変更後】

8. 使用上の注意事項

- (1) 石灰硫黄合剤との混用はさけること。
(2) ももに使用する場合、葉に薬害を生じるおそれがあるので、夏期高温時の散布はさけること。
(3) 有袋栽培のももに使用する場合、除袋直後の散布は果面に日焼け症状が出るおそれがあるのでさけること。
(4) りんごに使用する場合、本剤の散布により、サビ果が多くなるおそれがあるので開花直前から落花後20日までの間は使用をさけること。
(5) かきに使用する場合、果実の日焼け面に褐点状の薬害を生じるおそれがあるので、高温時の使用には注意すること。
(6) 西洋なしに使用する場合、満開期より3～4週間後の養分転換期の散布、あるいは有機リン系殺虫剤との混用散布により葉に薬害（褐色斑）を生じることがあるので注意すること。
(7) いちじくに使用する場合、果実及び葉に薬害が生じるおそれがあるので、果実肥大期の初期あるいは夏期高温時の散布はさけること。
(8) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
(9) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用の場合は、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

以上